

玄界灘沿岸海岸保全基本計画



令和 8 年 5 月

福岡県

はじめに

福岡県北部に位置する玄界灘沿岸は、白砂青松の砂浜や磯・岩礁、海崖が分布する多様な海岸線を有し、政令指定都市福岡市を中心に九州の玄関口として発展を遂げている。

歴史的には、古代から大陸との交流拠点として、卑弥呼、万葉集、元寇、遣唐使等歴史の舞台となり、地域の文化を育んできた。

また、玄界灘の荒波が造った芥屋大門等に代表される奇岩と、点在する白砂青松の砂浜海岸は、玄海国定公園の特徴的な景観を醸しだしている。

その他、当沿岸沖は、豊富な魚介類が生息する我が国有数の漁場ともなっている。

このように、玄界灘沿岸は、物流拠点、漁場、観光地、人々の憩いの場所として、様々な利用がなされている。

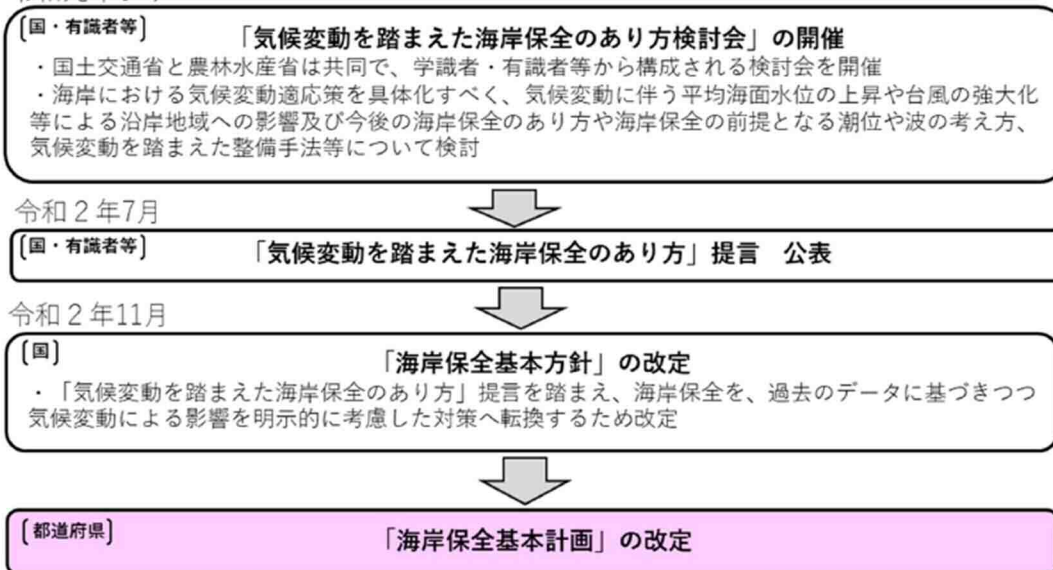
一方で、近年では、気候変動の影響による平均海面水位の上昇が既に顕在化しつつあり、今後、更なる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されていることを踏まえ、地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保することが求められる。

本資料は、これら玄界灘沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸づくりを目指し、今後、海岸整備を実施していく上で基本となる「玄界灘沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

「令和8年5月変更にあたって」

令和2年11月20日に変更された海岸保全基本方針に基づき、気候変動等による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、『玄界灘沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」、「海岸保全に関するその他重要事項」を見直し、変更するものである。

令和元年より



目次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項 | 1 |
| 2. 玄界灘沿岸の現況及び保全の方向に関する事項 | 2 |
| 2.1 玄界灘沿岸の概要 | 2 |
| 2.1.1 自然的特性 | 2 |
| 2.1.2 社会的特性 | 3 |
| 2.1.3 海岸環境 | 10 |
| 2.1.4 海岸利用の現状 | 12 |
| 2.1.5 海岸保全の現状 | 13 |
| 2.1.6 現状特性の総括 | 15 |
| 2.2 玄界灘沿岸の長期的な在り方 | 18 |
| 3. 海岸の防護に関する事項 | 19 |
| 3.1 防護の目標 | 19 |
| 3.2 防護に関する施策 | 21 |
| 4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 | 24 |
| 4.1 海岸の整備及び保全に関する施策 | 24 |
| 5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 | 25 |
| 5.1 公衆の適正な利用に関する施策 | 25 |

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域 | 26 |
| 2. 海岸保全施設の種類・規模及び配置等 | 26 |
| 3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 | 28 |

第Ⅲ章 海岸保全に関するその他重要事項

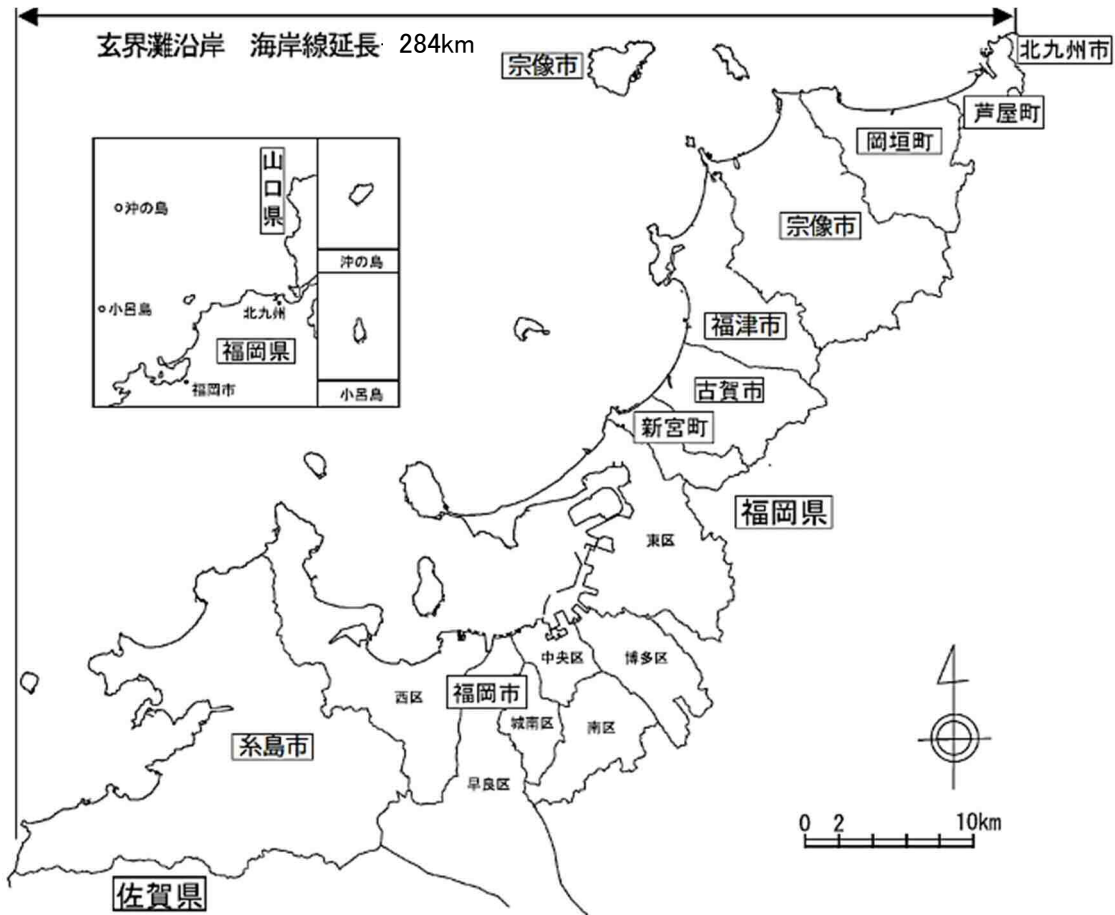
| | |
|-----------------|----|
| 1. 関連計画との整合性の確保 | 29 |
| 2. 関係行政機関との連携調整 | 29 |
| 3. 地域住民の参画と情報公開 | 30 |
| 4. 計画の見直し | 30 |

第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項

「玄界灘沿岸海岸保全基本計画」の策定範囲は、「海岸保全基本方針」に基づき、佐賀県境～北九州市西境界とする。

当沿岸は福岡県の北部に位置し、佐賀県東境界から糸島市、福岡市、新宮町、古賀市、福津市、宗像市、岡垣町、芦屋町を経て北九州市西境界に至る海岸および玄界・響灘沖の宗像市大島を含む5市3町に属する離島からなる総延長284kmの海岸である。



図－1.1 計画策定範囲

表－1.1 関連市町一覧

| | | |
|------|---|---------------------|
| 5市3町 | 市 | 宗像市、福津市、古賀市、福岡市、糸島市 |
| | 町 | 芦屋町、岡垣町、新宮町 |

2. 玄界灘沿岸の現況及び保全の方向に関する事項

2.1 玄界灘沿岸の概要

2.1.1 自然的特性

(1) 地形・地質

玄界灘沿岸は、三里松原・さつき松原・生の松原海岸等の砂浜海岸や芥屋大門に代表される海食崖、海の中道に見られる陸けい砂州等、全国屈指の多様な海岸地形を有している。

こうした海岸地形は地形をつくる岩石の違いから、「博多湾から芦屋」の海岸と「糸島半島」の海岸に二分できる。

「博多湾から芦屋」に至る海岸では主に、白亜紀の花崗岩類・安山岩類・堆積岩類、古第三紀の堆積岩類（炭田の地層）と新第三紀の玄武岩が岩盤をつくっており、古い時期の地殻運動の累積により北北西～南南東あるいは北西～南東方向に帯状配列をしている。岩石の形成後、長期間の風化・侵食を受けたため、風化・侵食に弱い花崗岩や古第三紀堆積岩類は削られてくぼ地をつくり、そこに第四紀層を堆積させたため平野や単調な海岸となっている。一方、風化・侵食に比較的強い白亜紀の安山岩類・堆積岩類と新第三紀の玄武岩は平坦化せず突き出た地形となって丘陵や山地を形成しているほか、海岸では岬や岩石海岸、島や海食崖を発達させている。

糸島半島ではほとんど白亜紀の花崗岩類からなるために侵食が進み、全体的に低い丘陵性の地形となっていて、単調な海岸線をつくっている。部分的に風化・侵食に比較的強い変成岩類や新第三紀に噴出した玄武岩の火道が分布しており、これらが突き出た地形となって低い山地のほか岬や岩石海岸、海食崖を発達させている。

(2) 気象・海象

玄界灘沿岸の気候区分は、日本海型に分類され、夏季は晴天が続き気温が高く、冬季は曇りや雨が多く日照時間も少ないが、対馬暖流の影響もあり降雪は少なく、年平均気温は約18度、年降水量1800mmである。

また、当沿岸は、夏季から秋季にかけて多くの台風の襲来を受けるが、湾口が北に向いていることや、砂浜のもつ自然防護機能により高潮による被害はほとんどみられない。

その他、玄界灘沿岸は冬季の季節風の影響により福岡県の他の地域に比べ風速が大きく、冬季の波浪が高いのが特徴である。

(3) 流入河川

玄界灘沿岸海域には、一級河川遠賀川と24の二級河川が流入している。二級河川で代表的なもの（河川延長10km以上）としては、博多湾に注ぎ込む多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、玄界灘に直接注ぐ釣川、大根川、雷山川がある。

(4) 水質

玄界灘海域の水質は、博多湾内を除く外洋部は良好で環境基準値（COD）A類型をほぼ満足している。一方、博多湾内は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が遅く、陸域からの有機物質や栄養塩類が蓄積されやすい海域であることから、博多湾東部海域が環境基準値B類型に指定されている。その他の海域は、環境基準値A類型に指定されている。

また、玄界灘沿岸の海水浴場の遊泳期間中の水質は、水質AA～Aであり（令和6年度）、いずれも良好な水質結果となっている。

(5) 関連法指定

玄界灘では、博多港港湾区域を除くほとんどの沿岸が、「玄海国定公園」に指定されている他、貴重な鳥類の生息環境を保護するため「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、沖ノ島、福岡市沿岸の和白干潟が国指定鳥獣保護区に、地島、玄界島、鳥帽子島、姫島が県設鳥獣保護区に指定されている。

その他、「福岡県環境保全に関する条例」に基づき、大島自然環境保全地域、沖ノ島自然環境保全地域が指定され、自然環境の保全が図られている。

2.1.2 社会的特性

(1) 人口

玄界灘沿岸域の5市3町の総人口は204万人、世帯数99万世帯（令和2年国勢調査）であり、このうち約84%の人口が福岡市に集中している。また、人口と世帯数の増加率は高く、30年前と比べ沿岸域全体で人口は36%以上、世帯数では74%以上増加しており、活力のある沿岸である。

(2) 産業

玄界灘沿岸の産業は、就業人口をみると約82%と第三次産業の割合が高く、商業が主産業となっている。一方、宗像市は、玄界灘と関わりの深い漁業・水産業就業者の割合が高く、また、糸島市は農業就業者の割合が高い。

(3) 漁業

玄界灘沿岸の漁業は、漁船漁業、特に網漁業が盛んであるが、漁業種類別漁業経営体数と漁業種別生産量はともに減少傾向にある。

現在、対象域沿岸には31の漁港があり、このうち博多漁港が特定3種漁港で、その他の構成は第1種漁港が14漁港、第2種漁港が14漁港、第4種漁港が2漁港となっている。第4種漁港である

沖の島漁港・小呂島漁港は、漁業の沖合化によって避難港、前進基地としての役割が高まってきている。

なお、玄界灘沿岸域の漁港で、陸揚量が多いのは博多漁港、鐘崎漁港、西浦漁港、唐泊漁港等である。



鐘崎漁港(宗像市)

(4) 交通

a. 交通網

玄界灘沿岸域は、北九州から鹿児島に至る九州の大動脈である国道3号、JR鹿児島本線や、沿岸域の市町村を結ぶ国道495号、国道202号等の道路、ならびに西鉄貝塚線（新宮～貝塚）、JR筑肥線（姪浜～伊万里）、JR香椎線（西戸崎～宇美）等の鉄道がとおっている。

また、博多港が国際航路である釜山への定期旅客航路や、国内航路として壱岐、対馬、五島航路を有している。その他、沿岸域の離島である地島、大島、相島、玄界島、能古島、姫島、小呂島にも沿岸域の各地から定期旅客船が就航している。

b. 港湾・空港

玄界灘沿岸域には、国際拠点港湾博多港、地方港湾（避難港）大島港、地方港湾芦屋港の3港がある。博多港は、九州・西日本の玄関口として、また、アジア・世界につながる拠点港湾として発展している。大島港は、島民の交通手段の拠点および観光客の玄関口として重要な役割を担っている。芦屋港は遠賀川の河口



博多港(福岡市)

西側に位置し、北九州地域の水産物の供給拠点、地域経済における建設資材等の流通基地として利用されている。

また、福岡市博多区に位置する福岡空港は、乗降客数は国内第3位、輸出入額は国内第4位の空港であり、国内路線はもちろんのこと、アジア・太平洋地域を中心として多くの国際路線も有しており、西日本地域の経済活動や文化の発展に大きく貢献している。

(5) 関連計画

福岡県及び沿岸の各自治体は、玄界灘の有効活用を目指した基本計画、総合計画、まちづくり基本構想を策定しており、芦屋町、宗像市、糸島市ではそれぞれ「人を育み 未来につなぐ あしやまち（芦屋町）」、「ときを紡ぎ躍動するまち（宗像市）」、「人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま（糸島市）」をまちづくりの基本構想や基本理念、都市イメージとし、他に総合計画等の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」「豊かな自然環境の保全」等を上げている。

表-2.1 主な関連計画

| 自治体名 | 計画名・基本理念 | 方針・都市イメージ等 | 玄界灘に関わる施策・目標等 |
|------|---|------------------------|--|
| 福岡県 | 第四次福岡県環境総合基本計画 ～豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県～ | 経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ | <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の推進 ・自然共生社会の推進 ・健康で快適に暮らせる生活環境の形成 ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり |
| 芦屋町 | 第6次芦屋町総合振興計画 ～人を育み 未来につなぐあしやまち～ | 活力ある産業を育むまち | <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の整備と活用 「海浜公園」や「夏井ヶ浜はまゆう公園」などの美しい自然を活かした観光資源の整備 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づいた海浜公園やレジャープールの計画的な改修 響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然を活かした観光資源の整備 砂浜の美術展の再開を検討 ・地域資源を活かした観光の推進 あしや花火大会やあしや砂像展は、実行委員会組織による住民参加型の運営を継続 ・芦屋港の活性化の推進 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、観光レジャーの拠点として、海浜公園との一体的な空間形成を図り、芦屋港のレジャー港化を計画的に推進 |
| | | 環境にやさしく、快適なまち | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と美化 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組む 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策 ・緑地の保全と育成 保安林などの保全や育成の取組み 福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全 |
| 岡垣町 | 岡垣町第6次総合計画 ～自然と共生するしあわせ実感都市岡垣～ | 自然を守り、活かし交流を生むまち | 三里松原と美しい海岸を守る |
| | | 安全・快適に暮らせる持続可能なまち | 災害に強いインフラを整備 |

| 自治体名 | 計画名・基本理念 | 方針・都市イメージ等 | 玄界灘に関わる施策・目標等 |
|------|---------------------------|-------------------------------|--|
| 宗像市 | 第3次 宗像市総合計画 | 豊かな自然と歴史を活かしともに生きるまち | ・豊かさを守り育む海づくり 豊かな海づくりの推進 さつき松原の保全と再生 |
| 福津市 | 福津市まちづくり計画 「まちづくり基本構想」 | 人も自然も未来につながるまち、福津 | 受け継がれてきた自然を守り、育てる 環境保全 自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち 観光振興 福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち |
| 古賀市 | 第5次古賀市総合計画基本構想 | ひと育つ こが育つ | 環境の保全と継承 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全 |
| 新宮町 | 第6次新宮町総合計画 | 人がいきいき未来をつむぐ挑戦するまち しんぐう | 環境にやさしく快適に暮らせるまち 自然環境などの保全と活用 |
| 福岡市 | 第10次 基本計画 | 人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市 | 「都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり」(施策) 「博多湾水際帯」(空間構成目標) 自然海岸や干潟、海浜公園などにより、博多湾を囲み、連続した緑地と水際空間を形成。 |
| | 博多港 港湾計画 | 活力と存在感に満ちた「日本の対アジア拠点港」 | エコパークゾーンを「自然的環境を整備又は保全する区域」として位置づけ、市民との共働による環境の保全と創造の取組みを促進するとともに、水底質の改善や身近に自然とふれ合える場の形成などを図る。(計画内容) |
| 糸島市 | 第2次糸島市長期総合計画 | 人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま | 農林水産業の活性化(農林水産業の振興の施策) 豊かな自然環境の保全(環境の保全の施策) |

(6) 歴史文化

玄界灘は古来より漁撈^{ぎよらう}の民の活躍の舞台であり、氷河期に大陸から陸続きの朝鮮海峡を渡ってきた人類は、縄文時代になると湾岸に居住するようになり漁撈が本格化した。

縄文時代晩期になると、玄界灘を渡ってきた渡来人によって米づくりの技術が入ってくるようになった。福岡市博多区の板付遺跡から発見された水田跡と定住住居跡は、人々の生活様式に変化が起こったことを示している。また、その後に誕生した古代国家の首長達は、倭の国王が光武帝に朝貢し、漢委奴国王^{かんわのわのなのこくおう}の金印を授かったことから推察できるように、大陸との交流を重視した。

4世紀から5世紀にかけて日本の支配を確立した大和朝廷は、奈良時代から平安時代初期にかけて遣隋使と遣唐使を派遣し、大陸文化の移入を国策として推し進めた。その拠点として整備されたのが太宰府の外港であった那の津（博多）で、鴻臚館^{こうろかん}と警固所^{けいごしょ}が設置され、鎌倉時代には玄界灘を挟んだ「国際都市 博多」として大いに発展してきた。

南北朝時代から室町時代以後、西国大名や寺社が玄界灘の貿易の主役となり、近世初頭には豊臣秀吉の保護を背景に博多の豪商が、対明・朝鮮貿易で活躍し、国内の産業開発にも貢献した。このように玄界灘は、ヒト、モノ、技術や情報が往来する歴史的な舞台であったといえる。

また、玄界灘は古来より海の難所として知られており、航海や漁撈の無事を祈願した祭祀遺物が沖ノ島から発見されている。沖ノ島は千年以上の間、一木一草たりとも島外に持ち出すことを禁じる厳しい掟に守られてきた神の島であり、12万点に及ぶ祭祀遺物が発見されたことから「海の正倉院^{しょうそういん}」と称されている。この沖ノ島の沖津宮^{おきつみや}と、大島の中津宮^{なかつみや}、宗像市の辺津宮^{へつみや}を加えた総称が、宗像三女神を祭神とする宗像大社^{むなかたたいしゃ}である。かつてその神主と兼ね神郡の大領であった豪族は、中央政権とのつながりも深かった。宗像大社は現在においても、全国六千数百社の宗像神社の総本山として、また天孫^{てんそん}の守護と海上交通の神として皇室をはじめとして崇敬されている。

さらに、玄界灘は国境の最前線としてたびたび国難の舞台となった。歴史上最大の国難であった鎌倉時代の元寇^{げんこう}は特に有名であり、1274年（文永11）、1281年（弘安4）の二度にわたる蒙古の襲来を受けた。

江戸時代に入ると、1635年（寛永12）に鎖国令が出され、玄界灘を中継した大陸との往来が断絶した。鎖国中、唯一の大陸との交流としては、1607年（慶長12）から1811年（文化8）までの間に計12回、朝鮮から派遣された友好使節「朝鮮通信使」があった。一方、大陸との交易が



元寇防塁跡(福岡市)

絶たれたことにより、国内の海運は、東廻航路・西廻航路を開発後、盛んとなり、能

古島、今津、浜崎、宮浦、唐泊の浦を基地とする「五ヶ浦廻船」は、北海道を含む全国各地の米や木材を江戸・大阪に運ぶ等隆盛を極め、明治時代まで続いた。

このように、玄界灘は歴史の表舞台に幾度となく登場する、豊穰の歴史を持つ海といえる。

2.1.3 海岸環境

(1) 生態系

玄界灘沿岸における植生は、広く防風林として植林されたクロマツ林等があり、三里松原、さつき松原、生の松原、幣^{にぎ}の松原等に代表される風光明媚な白砂青松の景観を生み出している。また、環境省指定特定植物群として、さつき松原の海浜植物群落やボウランを含むクロマツ林、大島のハマヒサカキ低木林、雁ノ巣の海浜植物群落、玄界島・姫島のハマオモト（ハマユウ）等を含む海浜植物群落、瑞梅寺川河口の塩沼地植物群落、幣^{にぎ}の松原の砂丘植物群落、芥屋のハマヒサカキ低木林を含む海岸斜面の植物群落、雷山川下流のハマボウ群落等がある。その他、芦屋町夏井ヶ浜のはまゆう自生地（県指定天然記念物）、博多港海岸能古地区のキビヒトリシズカ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）、西浦漁港海岸のゲンカイミミナグサ（準絶滅危惧種）が植生している。

博多湾内の今津干潟、和白干潟等は野鳥の宝庫となっており、サギ類、シギ類等が多数飛来している。その中には、クロツラヘラサギ（環境省絶滅危惧ⅠB類）等の絶滅の恐れのある希少鳥類がみられる。また、今津干潟にはカブトガニ（環境省絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、干潟環境の保全が望まれている。その他、岡垣町や福津市の海岸は、アカウミガメ（環境省絶滅危惧ⅠB類）の産卵場所となり、福津市では「うみがめ課」が設置され、砂浜海岸の保全が地域住民により望まれている。

また、玄界灘沿岸域は良好な藻場等が広く分布しており、イカ、イワシ、アジ、サバ等の多種多様な魚介類が生息している。



はまゆう自生地（芦屋町）



干潟に集まる野鳥（福岡市）



アカウミガメ（岡垣町）

(2) 景 観

玄界灘沿岸は、多数のポケットビーチが点在する岩石海岸と相まって、非常に変化に富んだ景観をなす。

三里松原海岸やさつき松原海岸、幣の松原海岸（ともに白砂青松百選）等は砂浜と広大な松林がコントラストをなす白砂青松の美しい景観を醸しだし、芥屋大門（国指定天然記念物）に代表される侵食作用によってつくられた海食崖は男性的な景観をなし、今津や和白、津屋崎等の干潟は多様な生物が生息する穏やかな景観をつくっている。また、博多湾と玄界灘を遮り志賀島と陸地をつなぐ陸けい砂州海の中道は、玄界灘の特徴的な景観となっている。



白砂青松・三里松原(岡垣町)



陸けい砂州・海の中道(福岡市)



海食崖・芥屋大門(糸島市)



和白干潟(福岡市)

2.1.4 海岸利用の現状

玄界灘沿岸は、百万都市福岡市を背後に有する九州屈指の海洋レクリエーションの場となっている。

玄界灘沿岸の砂浜海岸は、日本の水浴場88選（H13年）に選ばれた芥屋海水浴場等数多くの海水浴場となっているほか、花火大会や芦屋海岸の「あしや砂像展」や博多港海岸百道地区のビーチバレー等の砂浜を利用したイベントが催されている。

また、糸島半島北沿岸・海の中道北沿岸・福岡海岸等では強風とそれともなう波を利用したサーフィン・ヨット等のマリンスポーツが盛んに行われている。

一方、岩石海岸は、糸島市の芥屋大門に代表されるような奇岩が多く存在し、有数の観光名所となっている。また、岩石海岸は磯釣りの絶好のスポットであり、週末ともなれば数多くの釣り人で賑わいを見せる。さらに、海域に有る漁場を有する本沿岸では、新鮮な魚介類を食することができることで有名である。

また、当沿岸沖に位置する大島、能古島等は島全体が観光地となっている。

博多湾内の海岸は、都心部に近接していることもあり、沿岸地域に図書館等の文化施設、マリンワールド等のアミューズメント施設や国営海の中道海浜公園、シーサイドももち海浜公園等の海浜公園等が立地していることから、多様な海洋性レクリエーション活動が盛んに行われている。



海水浴場（福津市）



花火大会（糸島市）



あしや砂像展（芦屋町）



ウィンドサーフィン（福津市）

さらに、博多湾では、ヨット活動が盛んで、湾内には福岡市立ヨットハーバーを含めて保管施設が7施設ある。

そして、博多湾内外問わず、玄界灘沿岸には海上の祭りみあれ祭(宗像市)や元寇防塁跡(福岡海岸大原地区等)に代表されるように、海岸周辺の祭事や史跡等の観光資源にも恵まれていることも特徴である。



みあれ祭(宗像市)

このように、玄界灘沿岸は、地域住民により様々な形で利用されている沿岸といえる。

2.1.5 海岸保全の現状

(1) 既往災害

玄界灘沿岸は台風が襲来することは多いが、湾口が北に向いていること、砂浜が防護機能を有することより、高潮による被害はほとんどない。昭和20年～30年代には、昭和26年のルース台風をはじめとする台風通過時の波浪や冬季波浪等により、海岸保全施設の被災を受けていたが、海岸整備が進められた結果、現在大きな施設被害はみられない。



冬季波浪による浸食被害(新宮町)

現状の玄界灘沿岸に係わる海岸被害としては、砂浜の侵食が主なものであり、浜崎地区海岸、新松原地区海岸、鐘崎地区海岸、古賀地区海岸、新宮地区海岸等で過去・現在に侵食被害が見られる。

(2) 海岸事業の変遷

玄界灘沿岸の海岸整備は、昭和31年「海岸法」の制定以前は、台風や冬季波浪による災害復旧を目的とし、主として護岸の整備等が行われてきたが、その後法律に基づき計画的に侵食や越波・波浪被害に対して整備が進められてきた。

近年になると、海岸利用者の余暇時間の増大に伴う沿岸域の多目的利用の要請が高まり、それに対応するために、海岸環境整備事業等により、海水浴場や海浜公園等の整備が行われている。しかしながら、沿岸漂砂の遮断、供給土砂の減少等により、侵食がみられる海岸も残っているのが現状である。

(3) 海岸美化活動

玄界灘沿岸の海岸では、砂浜海岸を中心に、岸域の各自治体の協力のもと、地域住民やボランティア団体による美化活動が行われている。その活動は、ほぼ全ての自治体で行われている。



海岸美化活動(新宮町)

表－2.2 海岸美化活動状況

| 市町村 | 海岸(地区単位) | 清掃主体 | 主な清掃者 |
|-----|--------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 芦屋町 | 芦屋港・柏原漁港海岸等 | 芦屋町環境美化推進委員会等 | 住民 (芦屋海岸クリーンキャンペーン・ラブアース) |
| 岡垣町 | 新松原海岸 | 岡垣町、 ラブアース・クリーンアップ (岡垣町環境衛生協議会) | 住民、事業者、ボランティア等 |
| 宗像市 | 玄海海岸(江口地区海岸) | 宗像漁業協同組合 コミュニティ運営協議会 各種ボランティア団体 | 組合員 住民 ボランティア |
| | 鐘崎漁港海岸等 | | |
| | 神湊漁港海岸 | | |
| | 地島漁港海岸 | | |
| | 大島漁港海岸等 | | |
| 福津市 | 津屋崎漁港海岸 | 福津市 | シルバー人材センター、ボランティア清掃等 |
| | 白石海岸 | | |
| | 勝浦漁港海岸 | | |
| | 福岡漁港海岸 | | |
| 古賀市 | 古賀海岸 | ラブアース・クリーンアップ事務局等 | ボーイスカウト・他各種団体・行政区 |
| 新宮町 | 新宮相島漁港海岸 | 新宮町等 | ボランティア・委託業者 |
| 福岡市 | 百道地区海岸他 | ラブアース・クリーンアップ | 一般参加のボランティア |
| 糸島市 | 芥屋海岸 | 糸島市 | ボランティア(ラブアース) |
| | 志摩野北海岸 | 糸島市 | ボランティア(ラブアース) |
| | 志摩大口海岸 | 糸島市 | ボランティア(ラブアース) |
| | 加布里漁港海岸 | 糸島市 | ボランティア(ラブアース) |
| | 二丈深江海岸 | 深江の自然と環境を守る会 (深江校区振興協議会) | 校区住民、学生、 企業のボランティア(年4回、海岸、松林清掃) |
| | 二丈海岸(姉子の浜) | 福吉校区振興協議会 | 校区住民のボランティア(年12回) |
| | 各漁港及び付近海岸 | 糸島漁港協同組合 | 漁業者(海の日に伴う清掃活動) |

(令和6年度調べ(一部、令和5年度調べを含む))

2.1.6 現況特性の総括

玄界灘沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸環境、海岸利用、海岸保全の現況特性をふまえて、当沿岸を以下の5ゾーンに分類し、その特性を整理した。

また、各ゾーンの沿岸海岸の特性を「自然的特性」、「社会特性」に、「環境・利用」、「防護の現況」を加えて表-2.6に総括して示す。

表-2.3 ゾーン区分

| ゾーン名 | 区間 | 対象市町 |
|----------|---------------------------|-------------------------------------|
| 糸島ゾーン | 糸島市西端～福岡市西区今宿 | 福岡市（小呂島・玄界島を含む）、糸島市（姫島を含む）、沖ノ島（宗像市） |
| 博多港ゾーン | 福岡市西区今宿～福岡市東区西戸崎（博多港港湾区域） | 福岡市（能古島を含む） |
| 古賀・新宮ゾーン | 福岡市東区西戸崎～鼓島先（旧津屋崎町） | 福津市、古賀市、新宮町、福岡市 |
| 宗像ゾーン | 鼓島先（旧津屋崎町）～鐘ノ岬（旧玄海町） | 宗像市（大島、地島、勝島を含む）、福津市 |
| 響灘ゾーン | 鐘ノ岬（旧玄海町）～北九州西境界 | 芦屋町、岡垣町、宗像市 |

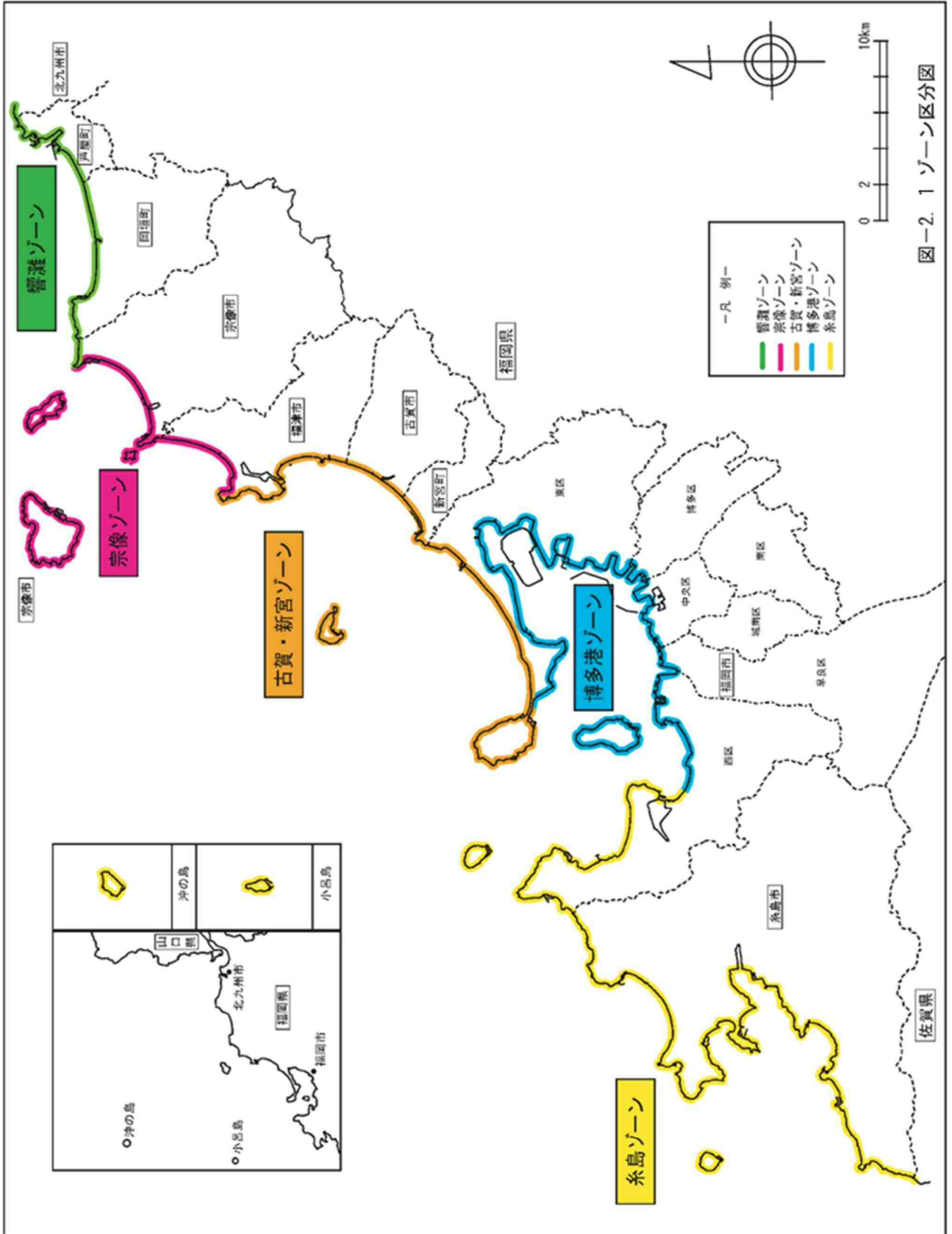


図-2. 1 ゾーン区分図

表-2. 4 ゾーン毎の特性

| | 自然的特性 | 社会的特性 | 環境・利用の現況 | 防護にかかわる現況 |
|----------|---|---|--|--|
| 糸島ゾーン | <p>地形</p> <ul style="list-style-type: none"> 海食崖芥屋大門を中心として、岩石海岸が連なる。 ポケットビーチは、糸島市の弊の浜松原海岸を除き、玄界灘の東側海岸に比べ、小規模なものが多い。 山地が多く海岸線に崖地が多い。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 海城、水浴場の水質は良好である。 河川の水質は概ね良好であるが、多久川の一部が水質の環境基準に適合していない。(R1～R5年平均) | <ul style="list-style-type: none"> 道路、鉄道網の整備や九州大学の移転等により、今後、都市化が進むと考えられる。 自然が豊富であり、糸島市は第一次産業比率が高い。 海砂の採取量が多い海域に属している。 <p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町の人口密度が200～600人/km2と低い。 <p>市町村関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市 いとしま（糸島市長期総合計画）」 | <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> カマツカ林等の松原がある。（白砂青松100選） 福岡県唯一の鳴き砂がある姉子の浜や日本の水浴場88選に選ばれた（平成13年度）芥屋海水浴場などの特徴的な海岸が存在する。 弊の松原や芥屋、玄界島などには、ハマオモトなどの海浜植物群落がある。 瑞梅寺川河口の合津干潟は、カプトガニの生息や希少鳥類の飛来が確認され、潮干狩りも行われている。雷山川河口付近にはカプトガニやハマボウが生息している。 鳴き砂を守る会、今津干潟を守る会等自主活動が活発である。 芥屋大門、二見ヶ浦などが文化財指定となっている。 <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いの国道は、玄界灘に沈む夕日を眺めるドライブコースとなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 砂浜が少ない岩石海岸沿いを国道が走り、冬季の強風時や台風来襲時に越波被害が発生する。 人家は比較的少ない。 西浦漁港海岸、福吉漁港海岸で侵食傾向がみられる。 現時点で顕著な気候変動の影響は確認されていない。 |
| 博多港ゾーン | <p>地形</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部のほぼ全域が、河川の堆積物による沖積低地で占められており、なだらかな地形を呈する。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡都市圏を後背地とするため、流入河川の環境基準値は比較的低い設定となっている（室見川、樋井川は高い基準）。 都市部が近接する閉鎖性水域である中で、良い環境を保っているものの、湾奥部では環境基準に適合しない項目もある。（H30～R4年平均） | <ul style="list-style-type: none"> 海岸部は博多港湾区域に接しており、都心付近の水際線は臨港地区として崖壁など港湾の利用に供されている。 博多港は歴史・文化の蓄積が豊富であり、沿岸部には元寇防塁等の文化財が位置している。 アジアの交流拠点として多様な人々の交流が行われている。 <p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市は人口密度が4,600人/km2程度と近隣市町村と比べ高い。 <p>市町村関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり（福岡市第10次基本計画）」 | <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海国定公園に指定されている海の中道及びび生の松原地区以西には、白砂青松の自然海浜が連続し、優れた自然景観を有する。 和自干潟や多々良川河口には、冬場に多くの野鳥が飛来する。 <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸線が市街地に近接しており、文化・アミューズメント施設や海浜公園が存在し、市民に多く利用されている。 海岸の利用形態は、ヨットクラブ、釣り等のマリンスポーツ、沿岸各所に点在する海浜を利用した海水浴、干潟における潮干狩りやバードウォッチング、アミューズメント施設での食事や日常的な散策等、多岐に及んでいる。 西部地区においては、人工海浜などが整備されており、水辺の利用等にあわせて、観光資源が豊富な地域である。 | <ul style="list-style-type: none"> 後背地の多くは市街地であり、海岸保全施設の整備は比較的進んでいる。今後は、老朽化していく施設を適切に改良していく必要がある。 現時点で顕著な気候変動の影響は確認されていない。 |
| 古賀・新宮ゾーン | <p>地形</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡・古賀・新宮海岸が一つのポケットビーチを形成し、延長8km強の陸けい砂州海の中道、志賀島と続く。 「糸島ゾーン」に比較すると、砂浜の規模が大きい。また、海の中道には、海岸に露出した古砂丘があり砂の供給源となっている。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 海城、海水浴場の水質は良好である。 流入河川の水質は、概ね良好で3mg/l以下である。大根川は水質の環境基準値に適合していない。(H30～R4年平均) | <ul style="list-style-type: none"> 福岡都市圏の北東に位置し、都市高速、国道3号、J R等交通網が集積し、福岡市のベッドタウンとして発展している。 海岸沿いに集落が密集している。 新福岡空港建設候補地、海水淡水化事業（奈多沖）実施地区がある。 <p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町の人口密度がいずれも1,000人/km2を超える。 <p>市町村関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自然環境などの保全と活用（宮町総合計画）」 「豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全（古賀市総合計画基本構想）」 | <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 海の中道海岸は、比較的規模の大きい砂丘植生の群落がある。 海の中道には、国営海の中道公園があり、志賀島と合わせ、多くのレジャー客を集めている。 大陸からの漂着物が多くみられる。 <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新宮海水浴場等砂浜を利用したスポーツイベントが開催されている。 津屋崎、福岡等海水浴場が多く福岡都市圏の利用客が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いに道路が走り、背後地は市街地が多い。海岸林が、海岸侵食や宅地造成などにより減少し、防風・防砂機能の低下が懸念されている。 志賀海岸海の中道地区には、砂崖があり、海岸へのアクセスが非常に困難な地域がある。 古賀地区海岸、志賀島の弘漁港海岸で侵食傾向がみられる。 現時点で顕著な気候変動の影響は確認されていない。 |
| 宗像ゾーン | <p>地形</p> <ul style="list-style-type: none"> さつき松原海岸と津屋崎・神湊海岸の2つのポケットビーチで構成される。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川、海水浴場の水質は良好である。（H30～R4年平均） | <ul style="list-style-type: none"> 福岡市と北九州市の中間に位置する。 宗像市は漁業が主産業となっている。 <p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町村の人口密度は100～600人/km2と低い。 <p>市町村関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 「豊かな自然と歴史を活かしたもに玉さるまち（宗像中経営計画（中間見直し）」 「人も自然も未来につながるまち（福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」）」 福津市「うみがめ課」の設置 | <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 約90ha、10万本のクロマツ林さつき松原がある（白砂青松100選）。海浜植物群落が群生する。 津屋崎干潟のカプトガニの生息や、恋の浦海岸のアカウミガメの産卵が確認されている。 <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上交通の神を祭る宗像大社の「みあれ祭」が開催される。 | <ul style="list-style-type: none"> 著しい侵食傾向はみられない。 海岸林が、宅地造成などによって以前より減少し、防風防砂機能の低下が懸念されている。 現時点で顕著な気候変動の影響は確認されていない。 |
| 響灘ゾーン | <p>地形</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋・三里松原・波津海岸が、延長8.5kmの巨大なポケットビーチを形成する。 海岸背後地は、一級河川遠賀川の堆積平野で平坦な地形である。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐入川、矢矧川は水質が悪化している。(H30～R4年平均) | <ul style="list-style-type: none"> 芦屋町に航空自衛隊の基地がある。 <p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州都市圏の通勤通学エリアであり、人口密度は600～1,300人/km2と高い。 <p>市町村関連計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然と共生する しあわせ実感都市 岡垣（岡垣町総合計画）」 「人を育み 未来につなぐ あしやまち（芦屋町総合振興計画）」 | <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県最大の延長6km面積430ha、50万本のクロマツ林三里松原がある。（白砂青松100選） また、三里松原海岸はアカウミガメの産卵地として有名である。 三里松原を保全する会等の活動が活発である。 夏井ヶ浜にはまじゅう自生地がある。 <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いにサイクリングロードが建設されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 近年、三里松原海岸の侵食が著しく、砂浜の存在が危ぶまれている。 鐘崎地区海岸、芦屋港海岸は、侵食対策が実施中であり、効果が表れている。 三里松原海岸（新松原海岸）で、国が侵食対策を実施中 三里松原海岸（新松原海岸）で、県が堆砂対策を実施中 現時点で顕著な気候変動の影響は確認されていない。 |

2.2 玄界灘沿岸の長期的な在り方

＜基本理念＞

本計画の策定区域である玄界灘沿岸域は、アジア・世界との交流拠点である福岡市を擁し、東に北九州市と接する人と産業が集積する活力あふれる地域である。

玄界灘は、古代から我が国と大陸を結ぶ、ヒト、モノ、技術や情報が往来する航路であり、その後の地域文化形成に多くの役割を果たしてきた。

玄界灘沿岸の海岸は、多数のポケットビーチを有し、海水浴、花火大会、ウィンドサーフィン等季節毎に賑わいをみせ、沿岸域や近隣市町村の住民の憩いの場となっている。

筑前八松原と称され黒田藩政時代に植林された三里松原、さつき松原や弊の松原等の白砂青松の海岸、玄界灘の荒波が造形した芥屋大門の海食崖、点在する岩石海岸、陸けい砂州で有名な海の中道は、「玄海国定公園」の特徴的な景観を醸し出している。

福岡都市圏の発展や離島の生活を支えてきた博多港は、経済活動の基盤として、魅力的なウォーターフロントを提供する交流・余暇空間として、大きな役割を果たしている。

玄界灘沿岸は、干潟も多く、渡り鳥の休息・越冬地となり、今津干潟や津屋崎干潟はカブトガニの生息地となっており、恋の浦海岸や三里松原海岸の砂浜には、アカウミガメが産卵に訪れる。

また、玄界灘沿岸は、古来より豊かな漁場として、沿岸の住民に海の幸を恵んできた。

このように、玄界灘は、沿岸域の歴史・文化の形成、産業の発展に深く係わるとともに、住民に豊かな生活環境を提供している。

玄界灘沿岸における海岸保全の方向性の長期的な在り方を示すものとして、以上のような沿岸の自然的特性、社会的特性、海岸環境、海岸利用、海岸保全の現況特性を踏まえて、「基本理念」を以下のように設定する。

| 基 本 理 念 |
|--|
| 『テーマ』 ～白砂青松玄界灘 ^{まも} 護って伝える憩いのなごさ～ |
| 『理念』 沿岸域の歴史を刻み、文化を育み、活力を生む玄界灘の多様で美しい海岸を次世代に継承する。 |
| ①快適で安全な海辺空間を保全し、次世代に継承する。 ②沿岸域住民の憩いの場や余暇空間として海岸の保全を図る。 ③玄界灘が育んだ固有の環境と景観の保全を図る。 |

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

玄界灘沿岸の防護に関する目標を以下のとおり定める。

〔白砂青松の保全〕

玄界灘沿岸は、砂浜と松原を有した海岸が多く存在し、越波、飛砂、潮風、高潮から住宅、農地、道路等の生活・産業基盤を守ってきたこともあり、砂浜海岸の侵食防止ならびに松原の保全すなわち白砂青松の保全を図ることとする。

〔高潮・波浪・越波からの防護〕

玄界灘沿岸は、地勢的な要因から高潮による被害は少ないものの、冬季波浪が高く、台風の常襲地域であるにもかかわらず、港湾、漁港、農地、主要道路、鉄道ならびに生活道路が海岸線に配置されている。これらを勘案し、台風時の高潮ならびに波浪による沿岸施設の被害の防止、越波による後背地の被害の防止を図ることとする。

〔津波からの防護〕

玄界灘沿岸では、これまで大きな津波は記録されていないが、近年、津波が当沿岸に到達する可能性があるものとして、山陰沖（「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成9年、福岡県）」）や日本海東縁部に震源地が設定されているものの他、玄界灘沖の活断層の活動による津波の発生も懸念されている。（「福岡県地域防災計画・震災対策編（平成12年、福岡県）」）従って、津波被害が生じる可能性もありうることに配慮する。

〔国土の保全〕

玄界灘沿岸は、福岡市を中心に、商業、工業、農業、漁業等の産業基盤が均衡をもって配置され、豊かで活力のある生活圏を形成している。玄界灘の冬季波浪及び台風時の波浪は高く、しばしば、海岸線を侵食している。これらを勘案し、波浪による侵食を防止し限りある国土の保全を図ることとする。

① 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域は、対象区間である佐賀県東境界から北九州市西境界に至る区間の内、高潮・侵食・津波の実績及び可能性のある海岸を防護の対象とする。

② 防護水準

防護水準は、気候変動の影響を踏まえ、以下の3要素により決定する。なお、複数の水準が関与する海岸については、その最大値を採用することとする。

○高潮による浸水被害に対する防護水準

過去に発生した高潮の記録に基づく潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮して設定する。

計画高潮位及び波浪の設定は、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に行うこととする。その際、ハード面だけでなく、地域住民等と一体となったソフト面での対応策についても考慮し、総合的な防護を図るものとする。

計画外力については、原則以下のとおり設定する。

計画高潮位

計画高潮位は、海域特性、観測記録等から設定される平均海面水位に、気候変動による平均海面水位の上昇量と潮位偏差を加えて設定する。

平均海面水位

文部科学省及び気象庁による21世紀末の平均海面水位上昇量（2℃上昇シナリオ）の平均値から設定する。

潮位偏差

気候変動により想定される台風の中心気圧の低下量（※）を反映した高潮シミュレーションにより偏差を推算する。

※気候予測データベース上の現在気候と将来気候（2℃上昇相当シナリオ）の台風中心気圧の変化率により設定。

計画波浪

計画波浪は、各海域の特性を考慮した算定手法により設定する。また、長期間の波浪推算に基づく最新の統計値及び気候変動の影響により将来予測される長期変化量を考慮し設定する。

計画規模は、防護対象となる背後地の状況等を勘案し、適切に設定する。

なお、外力の変化には予測の幅があることから、地域特性や施設整備の効率性に留意したうえで、必要に応じて平均値に計画外力の予測幅を考慮した値を施設設計に活用できるものとする。

○侵食被害に対する防護水準

侵食の進行している海岸において、現状の汀線の維持、保全を基本目標とし、必要に応じて汀線の回復を図る。

○津波による浸水被害に対する防護水準

玄界灘沿岸では、比較的発生頻度の高い津波（L1津波）の高さよりも、高潮の高さの方が高いため、高潮による浸水被害に対する防護水準で整備を行う。

また、関係機関と連携し、適切な避難方法、迅速な情報伝達等のソフト対策を図るものとする。

3.2 防護に関する施策

玄界灘沿岸は、冬季風浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、その波浪による海岸侵食や越波等の災害に対して海岸保全施設の整備および被災時には施設の復旧が行われてきた。

こうした沿岸域で、地域住民の生命・財産、また自然環境を守っていくために、以下の施策のもと海岸整備を行っていくものとする。

[海岸保全施設の防護効果の向上]

整備効果や背後地の状況（人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況）等を総合的に勘案したうえで順次、海岸保全施設の新設や改良を行う。その際は、天端高の嵩上げ、沖合施設の組合せなど、より効果的な工法の採用を図り、高潮や津波、越波、侵食に対する防護効果の向上に努める。

整備規模が大きく、整備に時間を要する施設等では、段階的な整備を取り入れることについても検討する。

現在整備中の施設については、新たに設定した防護水準を満たすように計画を変更して整備を進める。なお、一定の防護効果の発現を急ぐ必要があると判断される場合には、段階整備として、防護水準（H28年）に基づく現在の計画により整備を継続する。

〔砂浜侵食対策〕

侵食が進行している砂浜海岸にあっては、潜堤、離岸堤、養浜工等を整備し面的防護機能の向上を図る。その場合、可能な限り自然の機能（面的防護）の保全にも配慮する。また、海面上昇の影響を受けることが懸念されているが、現時点では予測の不確実性が大きいいため、継続的なモニタリングにより観測データを蓄積していくこととし、今後の新たな知見を踏まえて適宜対応策を検討する。

さらに、海岸侵食の原因の一つとして、土砂の供給と流出の均衡が崩れることが挙げられることもあり、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけではなく、砂の移動する範囲全体において広域的な視点に立ち対策を取るよう図る。そのためには、海岸侵食の現状及びその原因の把握が必要であり、海岸地形のモニタリング、砂利採取の実態把握、河川からの流入土砂の把握等に努める。

〔土地侵食ならびに越波対策〕

波浪により国土が消失する可能性のある海岸、ならびに波浪による施設被害、越波・高潮による沿岸被害が発生する恐れがある海岸においては、護岸、消波工、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を、積極的に採用していくよう努める。

〔高潮被害対策〕

防護水準を越える高潮被害については、地勢的な要因から被害は少ないと考えられるものの、関係行政機関や地域住民が連携し、防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策を進める。

〔津波対策〕

津波について、当沿岸で生じるものは過去の実績から既存施設で対処可能と考えられるものの、今後、防護できないものが生じる可能性もありうるので、関係行政機関や地域住民が連携し、防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策により対処するものとし、その具体化については、今後検討を進める。

〔施設の老朽化対策〕

護岸等施設の老朽化調査を実施し、必要な海岸については、施設の機能を損なわないように改善を図る。

〔施設の地震対策〕

地震により二次災害の発生する可能性が高いと想定される海岸については、海岸保全施設の耐震点検や対策を行うよう努める。

〔海岸林の保全対策〕

飛砂、潮風等の被害防止機能を有する三里松原、さつき松原、弊の松原等の海岸林の保全を図り、必要に応じて植林等を実施する。

〔新技術の適用〕

防護施設の計画時には、既存の技術に加え、必要によって、新しい技術の適用の可能性を考慮する。

〔海面上昇・異常海象への対応〕

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、潮位の調査やモニタリング、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 環境の整備及び保全に関する施策

玄界灘沿岸は、三里松原、さつき松原、幣^{にぎ}の松原等白砂青松の砂浜海岸、海食崖芥屋大門、陸けい砂州海の中道等の美しい景観資源、姉子の浜の鳴き砂、今津干潟のカブトガニ、博多湾の干潟に飛来する野鳥、三里松原海岸のアカウミガメ、海浜植物群落等、貴重で多様な生態系を有する自然の宝庫である。

これら海岸は、都市や地域住民の憩いとやすらぎの場となっている。一方、都市化による流入河川の水質、海岸林の減少等の問題も生じている。

これらを勘案して、海岸環境の整備及び保全のための施策を以下に示す。

〔自然に配慮した施設整備〕

自然と共生する海岸環境の保全を図るとともに、海岸保全施設等の整備に当たっては、生態系・景観等の海岸環境に十分配慮する。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう放置船、漂着・放置ゴミ、施設の汚損等の問題に対しては、海岸保全施設の管理者である県や市町村と、地域住民・ボランティア団体との連携を促進し、対応を図る。

〔植物保護のための車両乗入れ規制〕

海浜植物の保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて適正な規制を行う。

〔環境情報収集活動〕

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報収集やモニタリングを継続するよう努める。

〔藻場の保全と育成〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全と育成を推進するよう努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 公衆の適正な利用に関する施策

玄界灘沿岸は、芦屋、津屋崎、芥屋、生の松原等多くの海水浴場があり、地域住民等に利用され、強風を利用したウインドサーフィンや、ヨット等のマリンスポーツも盛んである。

また、海上交通の神様を祭る宗像大社秋季大祭みあれ祭、桜井神社二見ヶ浦大注連掛^{おおしめ}祭等海にまつわる祭事や芦屋海岸で行われるあしや砂像展、博多港海岸百道地区における花火大会等の催し物が行われ、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。

博多湾内には、海の中道のマリンワールド、百道地区のマリゾン、小戸地区のヨットハーバー等のアミューズメント施設や海洋レジャー施設が立地しており、多くの人を集めている。

その他、玄界灘沿岸海域には、国内有数の漁場があり、魚介類が豊富で、志賀島・神湊等は新鮮な魚を食する客でにぎわっている。

このように、玄界灘は都市域や地域住民に、様々な場面で利用されてきた。

一方、海岸利用者が残置するゴミや砂浜への車の乗り入れによる海岸環境の悪化等が問題となっている。

以上を勘案して、海岸の公衆の適正な利用に関する施策を以下のとおり定める。

〔生活環境に配慮した施設計画〕

利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。

〔海岸利用時のマナー向上〕

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等の啓発活動推進を図る。

〔車両乗入れの規制〕

海岸への車乗り入れについて適正な規制を行う。

〔海岸へのアクセス向上〕

高齢者や障害者が海辺で遊べる施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔関連施策との連携〕

地域住民との連携、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる施策との連携を図る。

〔放置船対策〕

プレジャーボート等放置船の防止と、そのための対策を図る。

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画において「海岸保全施設の整備」は、第Ⅰ章で定めた海岸保全に関する基本的な事項を実現していく上でのハード面における対応である。海岸保全施設の整備にあたっては、以下の事項に十分配慮しながら、整備計画のある地区海岸の保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域を示した一覧表及びこれらを図示した施設計画図で構成された別冊「玄界灘沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設整備基本計画」（以下、『別冊「海岸保全施設整備基本計画」』という。）に基づき、海岸保全施設の整備促進を図る。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、前章の「3.1 防護の目標」で定めた防護すべき地域（海岸背後の宅地や農地等に対して被害の発生が想定される地域）のうち、気候変動の影響を踏まえた将来外力により現時点で「高潮、侵食、津波に対する防護の必要性がある区域」とする。

ここで「高潮、侵食、津波に対する防護の必要性がある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により、高潮、侵食、津波対策が必要な箇所について、海岸区分に加えゾーン区分や整備内容の類似性等を考慮して別冊「海岸保全施設整備基本計画」に設定した区域とする。

なお、整備区域の設定にあたっては、地区海岸等の狭小な区域のみに必ずしもとらわれず、漂砂移動特性・環境保全・民生安定等の広域的・総合的な視点に十分留意する。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置等については、各ゾーンにおける防護・環境・利用の方向性を踏まえて別冊「海岸保全施設整備基本計画」のとおり適切に設定する。

なお、実施にあたっては、社会情勢や技術開発の進捗等も考慮しつつ、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。

(1) 海岸保全施設の種類

海岸保全施設の種類は、前章で設定した「3.1 防護の目標」のもと、海象や地形等の各種条件、景観的配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容等より総合的に判断して決定するものとする。

なお、主な海岸保全施設の種類は以下に示すとおりとする。

- ・堤防
- ・護岸
- ・胸壁
- ・突堤、ヘッドランド
- ・離岸堤
- ・消波堤
- ・防砂堤
- ・潜堤、人工リーフ
- ・養浜
- ・水門、陸閘、樋門、排水機場

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、地区毎の整備しようとする施設及び維持又は修繕対象となる施設延長及び代表堤防高を示すものとする。

設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の既設及び新設の整備内容との調整を十分に図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとする。

設定にあたっては、防護が必要な地域及びその土地利用状況、さらには利用面、環境面に配慮して適切に行う。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法は、海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努めるとともに、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、ライフサイクルマネジメントの考え方に基づく予防保全型の維持管理により、維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りながら持続的に防護機能を確保していく。

また、施設の損傷・劣化などの変状が認められたときは、その変状の発生位置や進行段階、規模に応じて適切な維持・修繕等の措置を講じる。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとし、別冊「海岸保全施設整備基本計画」のとおり設定する。

第三章 海岸保全に関するその他重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

玄界灘沿岸は総延長284km、隣接する関係市町村は5市3町に及び、本計画策定区域に関係する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

・ 海岸整備に関する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法 等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染防止法 等

ロ. 関連する諸計画

・ 社会資本の長期計画、防災計画、地域計画（県総合基本計画、関連市町村総合基本計画等）、福岡県環境総合基本計画、市町村環境基本計画、博多港港湾計画 等

2. 関係行政機関との連携調整

本計画の見直し並びに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町村（芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、福岡市、糸島市）

ロ. 福岡県（農林水産部水産振興課、県土整備部港湾課、農林水産部農村森林整備課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

本計画に基づき、海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくに当たっては、地域の意向を十分配慮し、地域との連携を図り、住民の参加を得る。

本計画に基づく海岸事業の実施過程において、防護、環境及び利用に関する情報を広く公開し、海岸事業の透明性を向上させる。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる手法

- ・地域住民や行政担当者へのアンケート調査 等

ロ. 情報公開

- ・ホームページやパンフレット 等

ハ. 行政と地域住民等との連携を図るシステムづくりの推進

4. 計画の見直し

本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に加え、気候変動等に関する新たな知見や技術開発の進捗等も考慮しつつ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うものとする。

なお、海岸保全施設の整備に関しては、必要に応じて、本計画で定めた事項の範囲内において別冊「海岸保全施設整備基本計画」を適宜見直すことで対応する。